

臨時会

10月24日

正算 補予

平成29年度

一般会計

65万円
増額

イノシシ侵入防止用の電気柵

《全員賛成》



農作物のイノシシ被害を防ぐため

今回の補正予算の増額内容は、桃泉地区鳥獣被害対策委員会が実施する、イノシシ侵入防止用の電気柵の整備事業に対し、県の補助金を活用して、柵を設置する費用です。

県補助金（小規模農村整備事業補助金）32万5000円、村補助金32万5000円の補助事業です。

負請工事 契約の変更

新保・大藪線改良舗装工事

（橋梁工その1）

《全員賛成》

土留め工（親杭）建て込みに使用するクレーンを100tから70tに変更し、請負金額を減額する内容です。



完成が望まれる新保・大藪線改良舗装工事

変更前

請負金額 5388万1200円

減額

変更後

5363万2800円

契約の相手方 南榛工業株式会社

条例改正

給与条例の一部改正
賞与の支給月数
0.1カ月引き上げ

一般職の給与改定に伴い、官民格差等に基づく給与改定を踏まえ、職員、特別職の職員で常勤の村長、副村長及び教育長、議会議員の期末手当の支給月の改定です。改定内容は、賞与の期末手当の支給月数を年間0.1カ月引き上げ、年間支給月数4.3カ月から4.4カ月にするものです。



賞与に見合った働きを

議案の審議結果

○…賛成
×…反対
欠…欠席
退…退席
除…除斥
一…議長

| 件名と主な内容 | | 議席番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|---------|------|--|-------|------|-----|------|------|-------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| | | 議決結果 | 波多野宏美 | 善養寺孝 | 蜂巣實 | 村上慎一 | 川田敏彦 | 小野関治義 | 高田清一 | 清水健一 | 松井保夫 | 小山久利 | 山口宗一 | 岸昭勝 | 早坂通 | 南千晴 |
| 認定 | 第59号 | 職員の給与条例の一部改正…民間の賞与等との均衡を図るため、期末手当の0.1カ月(再任用0.05カ月)引き上げなど。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第60号 | 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費条例の一部改正…期末手当の年間0.1カ月引き上げ。 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第61号 | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等の条例の一部改正…期末手当の年間0.1カ月引き上げ。 | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第62号 | 平成29年度一般会計補正予算…歳入・歳出それぞれ1112万4千円を加える。職員の給与に関する条例等の改正に伴う給与費等の増額など。 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第63号 | 平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算…歳入・歳出それぞれ16万8千円を加える。職員の給与に関する条例等の改正に伴う給与費等の増額。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第64号 | 平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算…歳入・歳出それぞれ2万7千円を加える。職員の給与に関する条例等の改正に伴う給与費等の増額。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第65号 | 平成29年度太陽光発電事業特別会計補正予算…歳入・歳出それぞれ6万5千円を加える。白子の海ソーラーポート内の発電パネル1枚の修繕費。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第66号 | 平成29年度上水道事業会計補正予算…水道事業費用の支出予定額に20万9千円を加える。職員の給与に関する条例等の改正に伴う給与費等の増額。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※議長は採決に加わらないため「一」で表示
 ※除斥とは 議会における審議の公正を期するために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は当該事件の審議に参与することができないとする制度